

令和8年度

甲斐市地域密着型サービス「地域密着型  
特別養護老人ホーム」事業者公募要領

(令和9年度整備分)

令和8年5月

甲 斐 市

## 1 公募の趣旨

甲斐市では、「住み慣れた地域でいつまでも笑顔で元気に安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に、第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、質の高いサービスを安定的に供給できるよう広く指定予定事業者を募集し公平・公正に選定しようとするものです。

## 2 公募内容

施設の種類	整備数	定員	日常生活圏域
地域密着型特別養護老人ホーム	1施設	29人	市内全域

※ 施設形態は、「単独型」又は「同一法人が運営する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設を本体施設とするサテライト型」としますが、サテライト型の場合は、本体施設は甲斐市内に所在し、通常交通手段で概ね20分以内の距離であることを条件とします。

※ 居室は、個室・ユニット型を基本とします。1ユニットの定員は、10人以下としてください。

## 3 整備年度

令和9年度中（令和10年3月31日まで）

## 4 応募資格要件

次に掲げる全ての項目に該当していること。

- (1) 社会福祉法人又は社会福祉法人の設立を予定する者であること。
- (2) 応募事業者が自ら事業所を開設し、指定を受けるものであること。
- (3) 令和9年度中に整備が完了し、サービスの提供開始が見込めること。
- (4) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。
- (5) 法人運営・施設運営等に関して過去に重大な問題を起こしたことがないこと。  
過去に山梨県又は甲斐市が行った指導検査において重大な指摘を受けていないこと。
- (6) 公募申込書の受付締切日において、会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
- (7) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (8) 甲斐市暴力団排除条例（平成27年条例第23号）第2条第1項第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

- (9) 当該事業の開設に当たって必要な、介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令及び本市条例の基準を満たしているか、又は満たす見込みがあること。
- また、当該事業開設に要する期間を十分に見込み、余裕をもって事業を開始することが可能であること。
- (10) 土地・建物について、賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、賃貸借契約期間は10年以上とし、契約期間満了時に双方意義ない場合には、契約が自動更新される旨の記載がある契約書であること。また、国県の交付金に基づく市の補助金を受ける場合は、30年以上の契約であること。
- (11) 事業用地は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づいて指定された土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域でないこと。また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づいて指定された急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- (12) 地域密着型特別養護老人ホームは、運営推進会議の設置が義務付けられており、その構成員は地域住民の代表者を含めることとされている等から、地域との連携・交流が特に重要であるため、本公募資料提出に際しては事前に地元説明を行い、その経過説明と同意書（関係資料様式集参照）を作成し、説明会資料を添付して提出すること。

※地元説明の範囲

整備予定地の地域住民（近隣に居住している住民）のほか、所在する自治会の代表者及び整備予定地と隣接する自治会の代表者

※同意書

整備予定地と隣接する土地の所有者及び整備予定地が所在する自治会の代表者

※ 併せて、自治会に加入していない近隣住民についても配慮すること。

※ また、地元住民に対しては、「今回の説明は、甲斐市の事業者公募に応募予定で、計画書を提出するにあたっての事前説明であり、現時点では施設整備が決定したものではない。」こと、「当該事業者として選定され事業を開始する場合は、地域住民との連携及び協力等の地域交流を図る。」ことを十分に説明し、理解を得ること。

※ なお、施設整備に対する反対意見や反対運動があった場合を想定して、どのように対応するかについても、具体的な対応方策を示すこと。

## 5 補助金

施設の整備にあたっては、国・県及び市の補助金交付要綱に定める交付基準を満たした場合、補助金申請を行うことができます。

交付は予算の範囲内の額であり、補助単価は現時点で予定額であることにご留意ください。

(指定地域密着型サービス拠点等施設整備費)

施設区分	補助単価	単 位
地域密着型特別養護老人ホーム	5, 530千円	整備床数

(介護基盤開設準備等事業費)

施設区分	補助単価	単 位
地域密着型特別養護老人ホーム	1, 036千円	定員数

上記に係る補助金を受け、整備を行った事業者は、厚生労働省が定める財産処分制限期間において事業を継続しなければなりません。また、市の補助金内示前に整備事業に着手した場合は、補助対象外となります。

## 6 応募書類の提出

### (1) 提出書類

No.	書類名	内容等	様式
1	公募申込書	所定の様式	様式 1
2	事業計画書	所定の様式 ※整備主体が土地所有者（オーナー） の場合は同意書を添付のこと	様式 2 様式 2-1
3	事業計画提案書	所定の様式	様式 3
4	法人登記簿謄本	申請日前3か月以内に発行されたもの	
5	定款	最新のもの・当該事業を実施する旨の記載のあるもの	
6	開設スケジュール	土地取得又は賃借契約、設計、工事など開設までのスケジュール	様式 4
7	事業計画概要書	所定の様式	様式 5
8	資金計画書	所定の様式（融資を受ける場合は融資見込証明書を添付のこと）	様式 6 様式 6-1
9	収支見込書	所定の様式	様式 7
10	代表者経歴書	所定の様式	様式 8
11	管理者経歴書	実務経験証明書を添付	様式 9
12	法人調書	所定の様式	様式 10
13	法人事業実施状況	所定の様式（直近3年分を記入）	様式 11
14	決算書等	直近3年間の決算書類等（貸借対照表、損益計算書、損害保険証書等写し）	
15	納税証明書	国税、県税、市税の過去3年間の納税証明書	
16	就業規則等	就業規則	
17	施設計画概要	施設予定地に関する位置図、配置図、平面図、立面図等(用途・面積を明示)	
18	土地関係書類	①土地登記簿謄本、公図（申請日前3か月以内に発行されたもの） ②土地譲渡確約書（寄付、購入の場合） ③賃貸借契約（確約）、地上権設定契約（確約）書（借地、借家の場合）	
19	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	所定の様式	様式 12
20	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	所定の様式 （募集前、採用予定者含む）	様式 13
21	説明状況報告書 等	開設予定地の地元自治会、近隣住民等の同意書（様式 14-1）、説明状況一覧表（様式 14-2）、説明経過（様式 14-3）及び「地元説明会資料」1部	様式 14-1 様式 14-2 様式 14-3
22	誓約書	所定の様式	様式 15

※ 提出する書類が所定の様式の場合は、甲斐市ウェブサイトからダウンロードしてください。

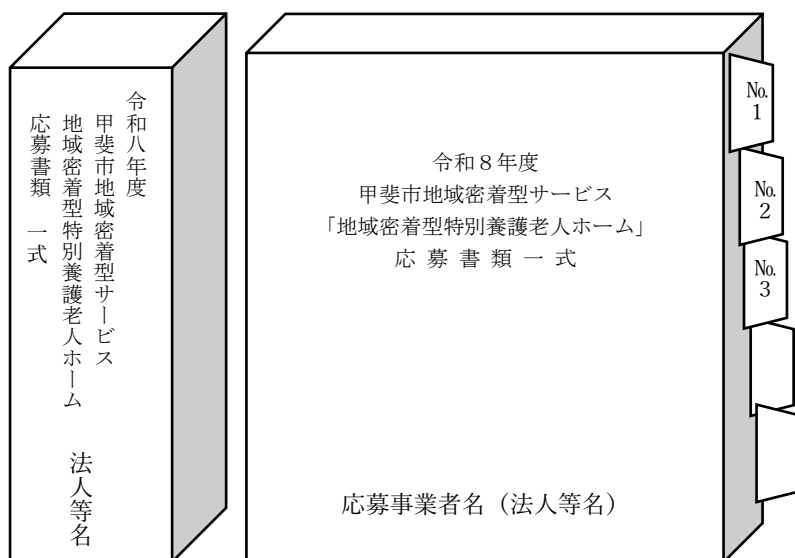
(2) 応募受付期間 令和8年9月7日(月)～令和8年9月30日(水)  
午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

(3) 提出部数 正本1部 ・ 副本22部

(4) 提出方法

- ① (5)の提出場所に事前電話予約の上、持参してください。
- ② 郵送・メールによる書類の提出は受付できません。
- ③ 全体の目次をつけてください。
- ④ 通しページをつけてください。
- ⑤ 応募書類は原則A4版縦左綴じとし、表紙、背表紙に事業名・事業者名を記載したフラットファイル等に綴じてください。図面等でA3となる場合はA4サイズに折りたたんでください。
- ⑥ 各書類の間には仕切りとして白紙を挟み、これに書類No.を記入したインデックスを見出しとして貼付してください。
- ⑦ 所定書式の記載文字の大きさは11ポイント、フォントは「MS明朝体」で統一してください。所定様式外の定款(法務局)や就業規則(労働局)を除く他書類において、変更可能であれば、同じ大きさに揃えてください。また、印刷の際は、拡大や縮小をせずに等倍(100%の倍率)で行ってください。
- ⑧ 登記簿謄本等の証明書について、正本は原本となりますが、副本分は写しで構いません。

《提出書類の綴じ方の参考例》



(5) 提出場所

甲斐市役所 福祉部 長寿推進課 介護保険係  
(甲斐市篠原2610番地 新館1階⑮窓口)  
【問い合わせ・連絡先】  
電話 055-278-1693 FAX 055-276-2113  
E-mail: kaigohoken@city.kai.yamanashi.jp

## (6) 応募に関する質問

質問については、公平を期すために記録を残します。よって、電話、窓口での受付は行いません。質問内容を「質問書（様式 16）」に記入の上、ファックス又はメールにてご提出ください。

※質問書の提出期限：令和 8 年 8 月 3 1 日（月）午後 5 時まで

## (7) 応募辞退

応募受付後に辞退する場合は、公募申込辞退届（様式 17）を提出してください。

## (8) 留意事項

### ① 事業計画提案書（様式 3）について

- ・事業提案書に記載される内容は、公募により選定された場合実現可能であること。
- ・提案内容については、具体的かつ簡潔に記載すること。
- ・挙証資料（マニュアル又はマニュアル（案）、実績等）がある場合は、公募選定の際、実現可能性を判断する重要な材料となるため、必ず添付すること。

### ② 応募要件を充足しない場合又は応募期間を経過した場合は理由の如何を問わず一切受理しません。（提出期限を過ぎてからの差し替え及び再提出を含む）

### ③ 応募受付期間内に応募資料が全て整わない場合や、本市から別に期間を定めて行う応募資料の補正や追加に応じられない場合は、応募を辞退したものとします。（例：選定後に土地収用法の事業認定手続きを行う場合についても所有者からの譲渡の確約は必要です。）

### ④ 提出された書類は、審査・選考後も返却いたしません。

### ⑤ 応募に係る費用は、全て応募者の負担とします。

### ⑥ 提出書類は、個人情報や法人固有の情報が記載された不開示部分を除き、公文書開示請求の対象となります。

## (9) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

### ① 応募書類に重大な不備や虚偽の記載がある場合

### ② 不正な行為があった場合

### ③ 本公募要領で指定した事項に従わない場合

## 7 選定方法

甲斐市地域包括支援センター運営協議会において審査・評価を行い、その結果について甲斐市保健福祉推進協議会の意見を聴取し、市長の決定により選定します。

なお、審査の結果、選定事業者「無し」とする場合があります。

### (1) 審査方法

- ① 第1次審査（書類審査）
- ② 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
- ③ 最終審査

### (2) 審査及び選定の基準、事業者の決定

選定は、当該応募者から提出された申込書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）による第1次審査、プレゼンテーション及びヒアリングを踏まえた第2次審査、及び最終審査の3段階を経て行います。

- ① 第1次審査 提出書類をもとに、書類の不備、募集要領に規定している資格要件に抵触していないかに加え、「第1次評価項目」（人員・設備基準や経営状況、介護給付の適正化・効率化への取組など）により書面審査を行います。
- ② 第2次審査 第1次審査を通過した場合は、提出書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、その後、事業内容等のヒアリングを行います。プレゼンテーション及びヒアリング終了後、「第2次評価項目」に基づき採点を行います。第2次評価項目の主な内容は下記のとおりです。
- ③ 最終審査 第2次審査において評点の合計が標準点を超過している場合は、評点を基に最終審査を行い、指定事業者に選定するか否か決定します。

事業者の決定は、甲斐市保健福祉推進協議会の意見聴取を経て選定された事業候補者を市長が決定します。

### (3) 審査項目

- ① 運営理念、地域密着型サービスに対する考え方、認知症ケアの対応
- ② 法人代表者等の姿勢、事業に対する識見、熱意
- ③ 用地の立地条件、周辺環境、規模、形状、安全性
- ④ 施設設計
- ⑤ 利用者への対応、職員の採用の方針・計画、職員育成
- ⑥ 資金計画、適正な収支見込、経営の安定性、事業実績
- ⑦ 法人運営の公平性・透明性・法令等の遵守
- ⑧ 事故防止対策、事故発生時の対応、非常災害時や緊急時の対処
- ⑨ 苦情対策、地域・家族との連携
- ⑩ その他

#### (4) 審査結果の通知

審査・選定の結果は、応募した全ての事業者に文書で通知します。応募書類提出から審査結果が出るまでの間において、事業候補者の選定状況に関しての照会等には応じられません。

また、選定された事業者については、甲斐市ウェブサイトで公表します。

審査・選定の結果に対する異議には、一切応じられません。

### 8 公募から事業所開設までのスケジュール

- (1) 公募要領配布開始及びホームページ公開 令和8年5月29日(金)
- (2) 応募受付期間 令和8年9月7日(月)～9月30日(水)
- (3) 書類審査 令和8年10月中旬(予定)
- (4) プレゼンテーション 令和8年11月下旬(予定)
- (5) 選定結果公表 令和8年12月上旬(予定)
- (6) 事業所指定及び開設時期 令和9年度中

※ 令和9年度内に施設整備、事業所開設を行いますので、住民説明、登記手続、行政機関（建築確認、開発協議、上下水道、文化財関係などへの届出、補助金交付申請）との連携、資金計画等について、事業者において精査のうえ応募していただくようお願いいたします。